

牛久市立地適正化計画

～都市再生特別措置法に基づく届出の手引き～

(第88条第1項・第108条第1項)

【令和7年4月1日 更新版】

I 届出制度の概要	1
1. 届出制度の目的.....	1
2. 届出の流れ.....	1
II 都市機能誘導区域外における事前届出	2
1. 届出の対象となる行為.....	2
2. 届出の対象施設（誘導施設）	2
3. 届出の期日.....	3
4. 届出書類の作成.....	3
5. 届出に対する市の対応.....	4
6. 届出を要しない行為	4
III 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出	4
1. 届出制度の趣旨	4
2. 届出の対象となる行為.....	4
3. 届出書類の作成.....	4
IV 居住誘導区域外における事前届出	5
1. 届出の対象となる行為.....	5
2. 届出の期日.....	5
3. 届出書類の作成.....	6
4. 届出に対する市の対応.....	6
5. 届出を要しない行為	6
参考資料1：都市機能誘導区域 区域図	7
参考資料2：居住誘導区域 区域図	10
参考資料3：届出様式	11

《問い合わせ先》

牛久市役所 建設部 都市計画課

電話：029-873-2111（代表）

E-mail：toshikeikaku@city.ushiku.ibaraki.jp

I 届出制度の概要

1. 届出制度の目的

立地適正化計画は、居住や都市機能の誘導を図る区域を設定するとともに、その実現を図るための施策等を定めることにより、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な都市構造へと緩やかに誘導していく制度となっています。

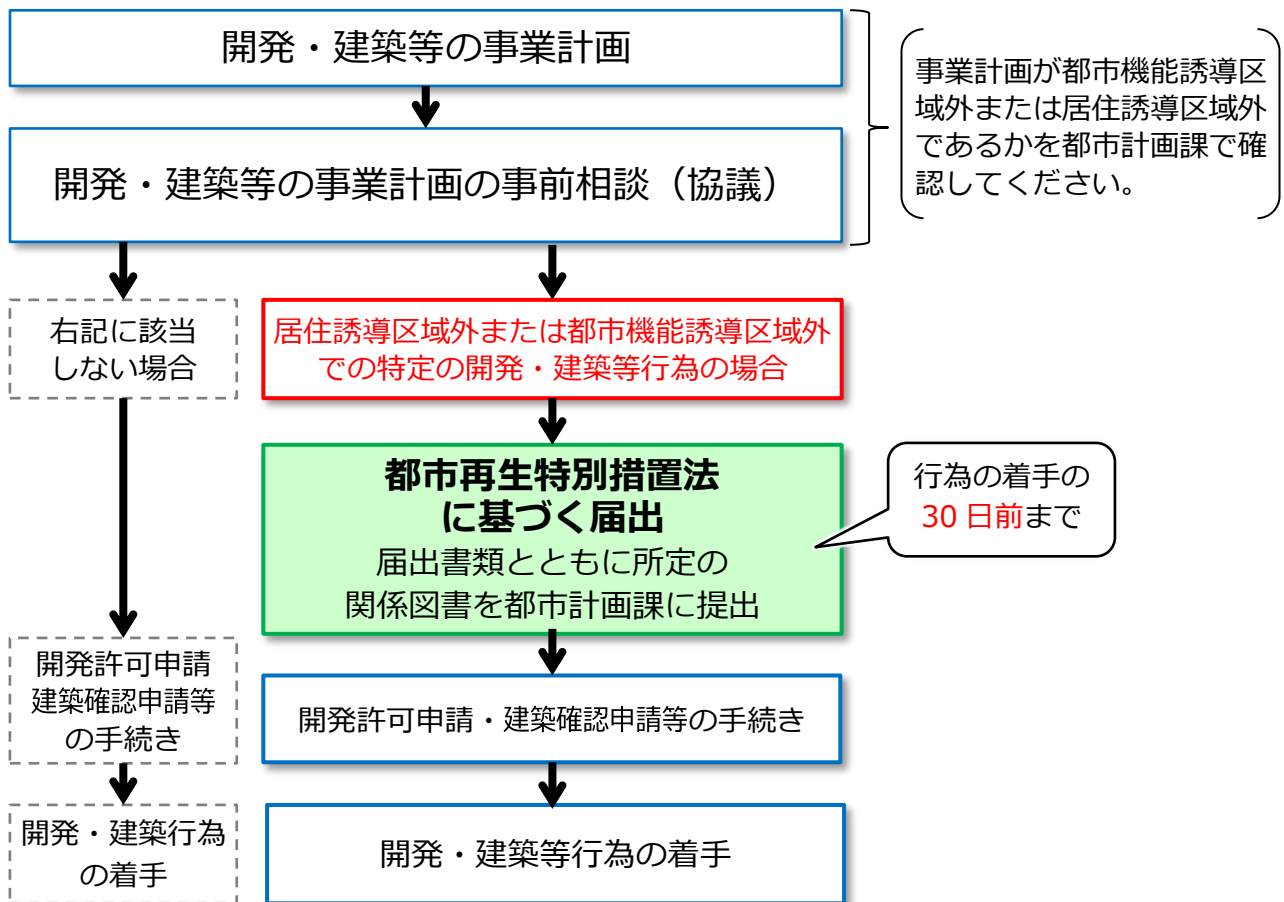
居住や都市機能の立地を制限するものではありませんが、都市再生特別措置法（第88条第1項・第108条第1項）の規定に基づき、立地適正化計画に定める都市機能誘導区域または居住誘導区域の外で特定の開発・建築等行為を行う場合は事前の届出が必要となります。

居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動きを把握するとともに、各種支援措置等の情報提供等を通じて誘導区域内への立地促進を図ることを目的に届出制度を運用します。

2. 届出の流れ

開発・建築等の事業計画の協議等の際に、あわせて立地適正化計画に基づく区域確認を行い、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性と必要書類の確認を行います。

届出が必要となる場合は、以下の流れにしたがい、都市計画課へ届出書類とともに所定の関係図書を提出してください。



※ なお、都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合も届出が必要となります。

II 都市機能誘導区域外における事前届出

都市再生特別措置法（第 108 条第 1 項）の規定に基づき、都市機能誘導区域外の区域では、以下に該当する特定の開発・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となります。

1. 届出の対象となる行為

届出の対象となる開発行為又は建築等行為は、次のとおりです。

開発行為	○誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合
建築等行為	○誘導施設を有する建築物を新築する場合 ○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

2. 届出の対象施設（誘導施設）

都市機能誘導区域は、**牛久駅周辺地区**、**ひたち野うしく駅周辺地区**の 2 区域を設定しています。届出の対象とする誘導施設は、次のとおりです。

① 全ての都市機能誘導区域（2 区域）の外において届出対象となる誘導施設

誘導施設	備考
地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する施設
スーパーマーケット等の生鮮食品を取扱う商業施設（店舗面積 1,000 m ² 以上）	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 m ² 以上の商業施設（共同施設・複合店舗等含む）で、生鮮食品を取扱う施設
地域子育て支援拠点施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う事業所
保育所等	児童福祉法第 39 条に規定する保育所
	児童福祉法第 39 条の 2 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条に規定する認定こども園
	児童福祉法第 6 条の 3 に規定する保育施設
銀行・信用金庫等	銀行法第 2 条第 1 項に定める銀行 信用金庫法第 4 条、労働金庫法第 6 条に定める信用金庫等
行政窓口	市が整備する公共公益施設
図書館分館	市が整備する公共公益施設
生涯学習センター	市が整備する公共公益施設
フィットネスクラブ等	室内プール、トレーニングジム、エアロビクススタジオなどの屋内の運動施設を有し、インストラクター、トレーナーなどの指導者を配置し、会員にスポーツ、体力向上などのトレーニングの機会を提供する施設 ※「特定サービス産業実態調査」（経済産業省）による定義

②牛久駅周辺地区の外において届出対象となる誘導施設

誘導施設	備考
市役所	市が整備する公共公益施設
地域交流センター	市等が整備する公共公益施設
ホール	多目的ホール等で大規模な催事に対応できる集会施設(500㎡以上の床面積を有するもの)

3. 届出の期日

届出の対象となる開発行為及び建築等行為に着手する日の30日前までに、都市計画課へ届出を行ってください。

4. 届出書類の作成

届出は、届出書(様式)に添付図書を添えて行ってください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

開発行為 の場合 <small>(法施行規則第52条)</small>	届出書 (必要部数：1部) ⇒ 様式第18 (第52条第1項第1号関係) 添付図書 (必要部数：各1部) ①現況図(当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上) ②設計図(土地利用計画図等：縮尺100分の1以上) ③その他参考となる事項を記載した図書(案内図、委任状など)
建築等行為 の場合 <small>(法施行規則第52条)</small>	届出書 (必要部数：1部) ⇒ 様式第19 (第52条第1項第2号関係) 添付図書 (必要部数：各1部) ①配置図(敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上) ②立面図(2面以上)及び各階平面図(縮尺50分の1以上) ③その他参考となる事項を記載した図書(案内図、委任状など)
届出内容を変更する場合 <small>(法施行規則第55条)</small>	届出書 (必要部数：1部) ⇒ 様式第20 (第55条第1項関係) 添付図書 (必要部数：各1部) 上記のそれぞれの場合と同様

5. 届出に対する市の対応

市では、届出を受けて、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動向を把握するとともに、届出者に対し、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導のための施策や、財政上、金融上、税制上の支援措置等に関する情報提供等を行います。

6. 届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更しての誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

Ⅲ 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出

1. 届出制度の趣旨

都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の状況を市が把握できるようにするため、都市再生特別措置法において届出制度が定められています。

2. 届出の対象となる行為

牛久市立地適正化計画の都市機能誘導区域内において、同計画に掲げる誘導施設について、休止し、または廃止しようとする場合は、休止し、または廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が義務付けられています。(法第108条の2第1項)

3. 届出書類の作成

行為を行う30日前までに下記の表のとおりにご提出ください。

休廃止の届出	<p>届出書 (必要部数：1部) ⇒ 様式第21 (第55条の2関係)</p> <p>添付図書 原則不要。必要に応じて位置図等の提出をお願いする場合があります。</p>
--------	---

IV 居住誘導区域外における事前届出

都市再生特別措置法（第 88 条第 1 項）の規定に基づき、居住誘導区域外の区域では、以下に該当する特定の開発・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となります。

1. 届出の対象となる行為

届出の対象となる開発行為又は建築等行為は、次のとおりです。

開発行為	○3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 (例)  ⇒届出が必要
	○1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000 ㎡以上の規模のもの (例) 1,000 ㎡ 1 戸の開発行為  ⇒届出が必要
	(例) 800 ㎡ 2 戸の開発行為  ⇒届出は不要
建築等行為	○3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ○建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合 (例)  ⇒届出が必要
	(例) 1 戸の建築行為  ⇒届出は不要

2. 届出の期日

届出の対象となる開発行為及び建築等行為に着手する日の 30 日前までに、都市計画課へ届出を行ってください。

3. 届出書類の作成

届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

開発行為 の場合 (法施行規則第35条)	届出書 （必要部数：1部） ⇒ 様式第10（第35条第1項第1号関係） 添付図書 （必要部数：各1部） ①現況図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上） ②設計図（土地利用計画図等：縮尺100分の1以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、委任状など）
建築等行為 の場合 (法施行規則第35条)	届出書 （必要部数：1部） ⇒ 様式第11（第35条第1項第2号関係） 添付図書 （必要部数：各1部） ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上） ②立面図（2面以上）及び各階平面図（縮尺50分の1以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、委任状など）
届出内容を 変更する場合 (法施行規則第38条)	届出書 （必要部数：1部） ⇒ 様式第12（第38条第1項関係） 添付図書 （必要部数：各1部） 上記のそれぞれの場合と同様

4. 届出に対する市の対応

市では、届出を受けて、居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等行為の動向を把握するとともに、届出者に対し、居住誘導区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。

5. 届出を要しない行為

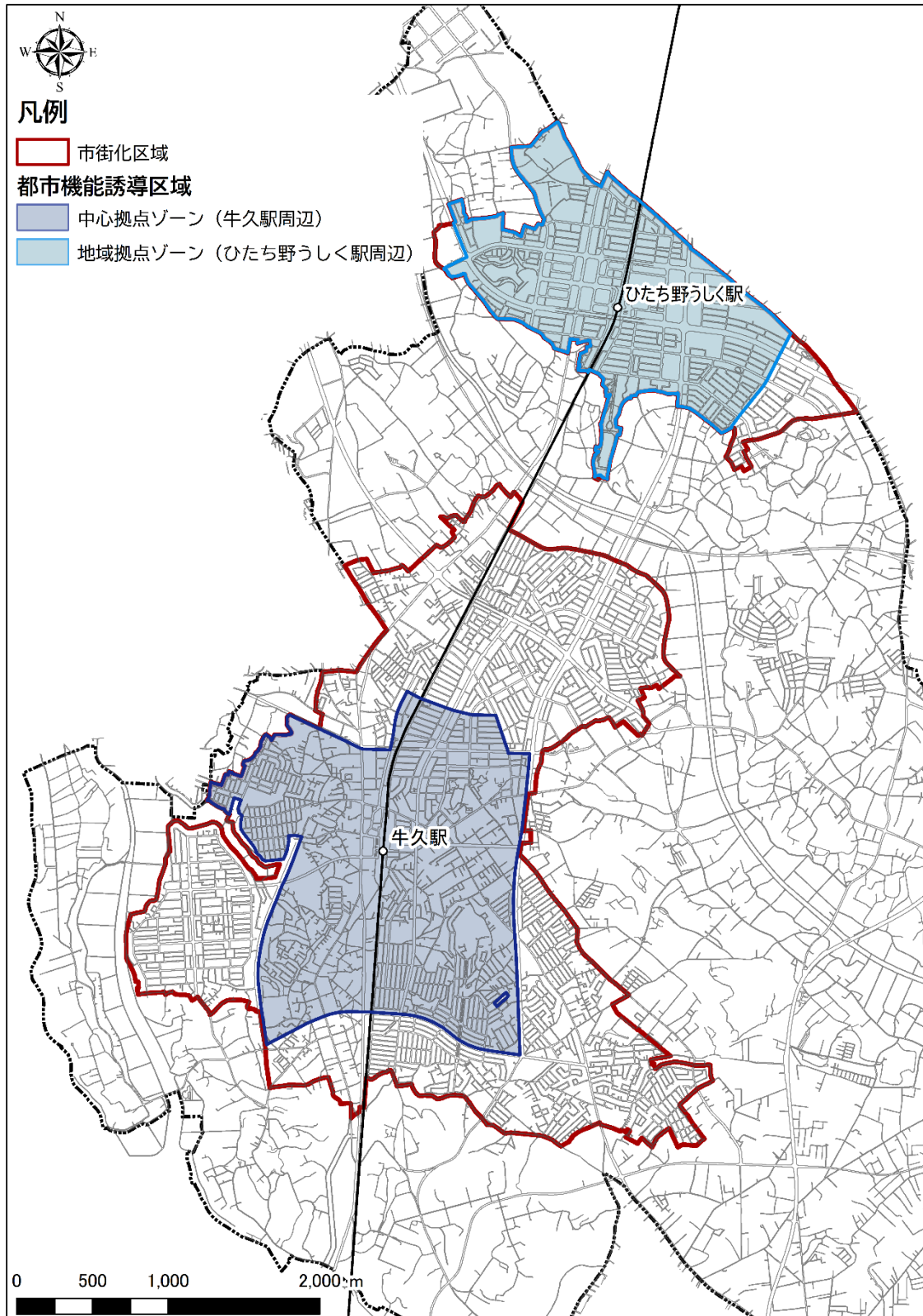
都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②「①」の住宅等の建築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準じる行為として政令で定める行為

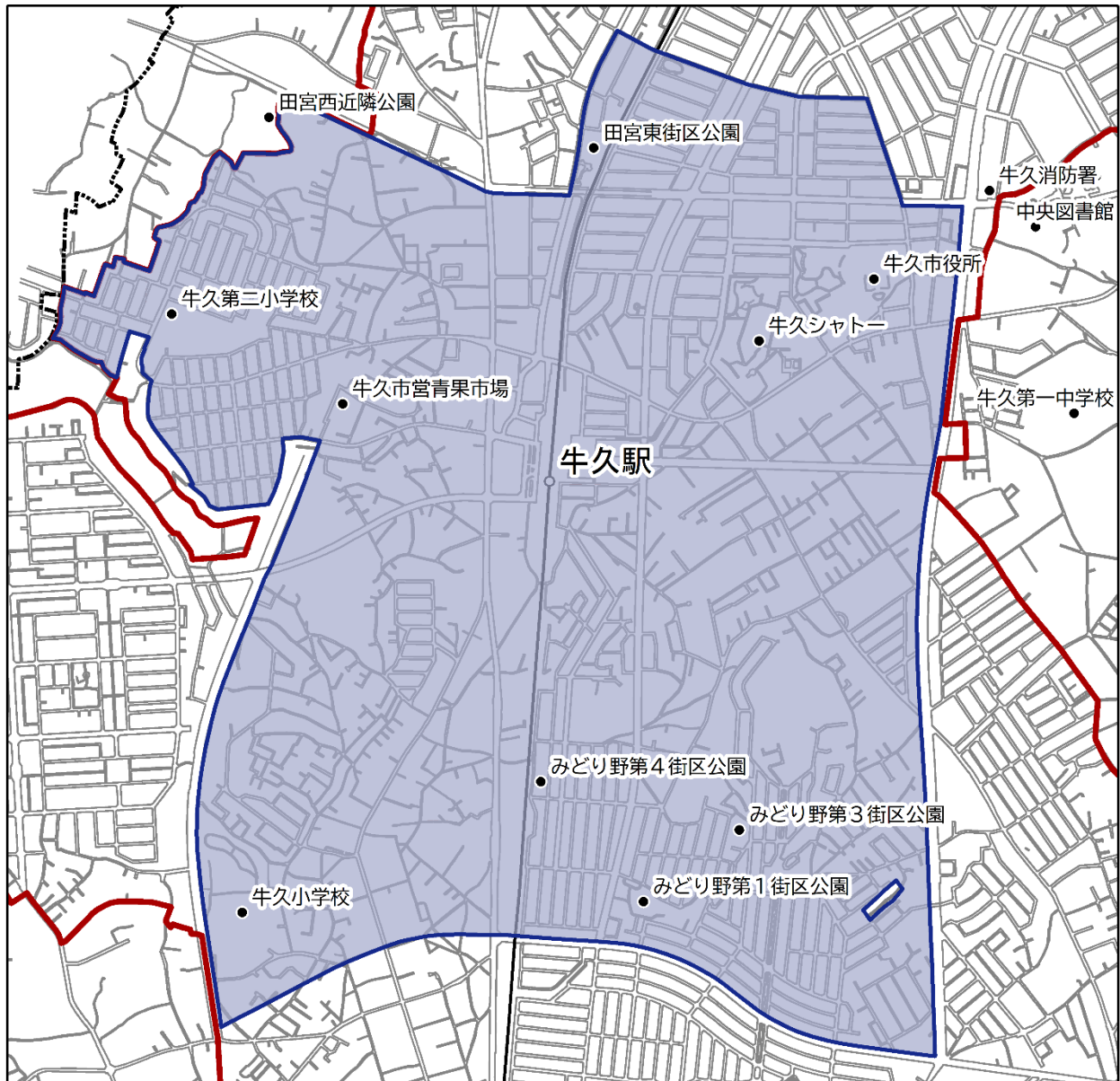
参考資料 1 : 都市機能誘導区域 区域図

都市機能誘導区域の区域図は、下記のとおりです。区域の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

■都市機能誘導区域図



■ 区域拡大図（牛久駅周辺地区）



凡例

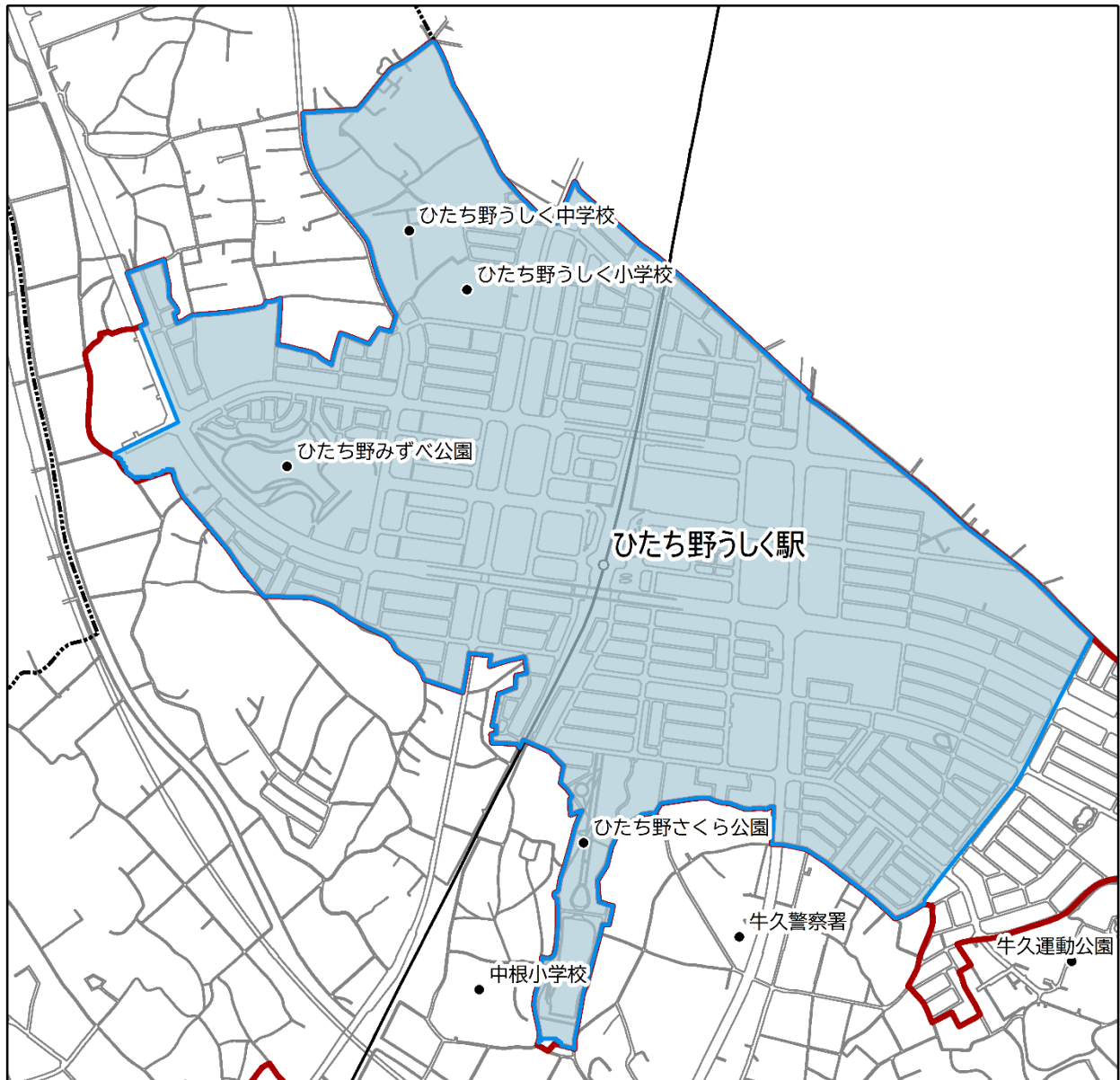
市街化区域

都市機能誘導区域

中心拠点ゾーン（牛久駅周辺）

地域拠点ゾーン（ひたち野うしく駅周辺）

■ 区域拡大図（ひたち野うしく駅周辺地区）



凡例

市街化区域

都市機能誘導区域

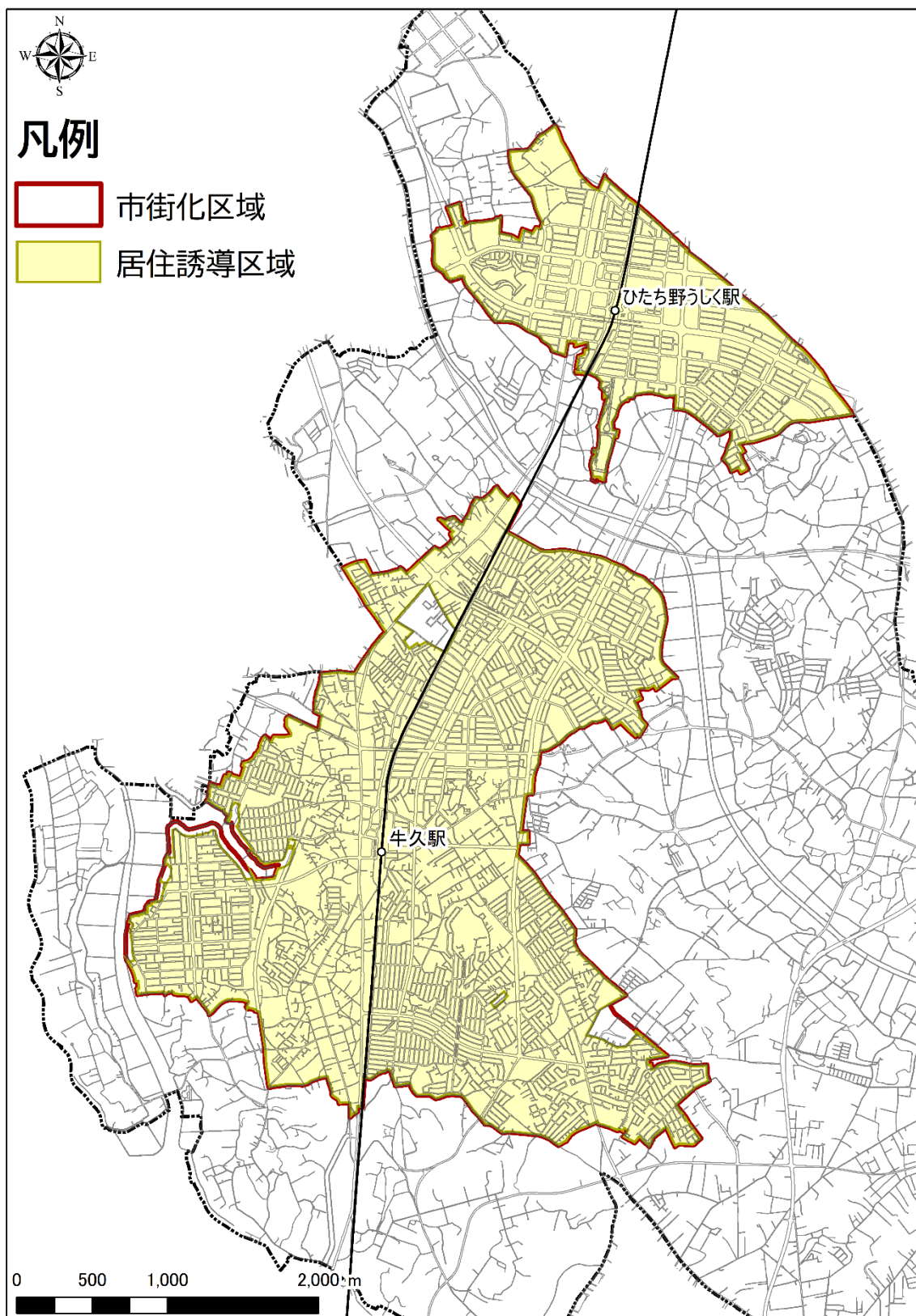
中心拠点ゾーン（牛久駅周辺）

地域拠点ゾーン（ひたち野うしく駅周辺）

参考資料 2 : 居住誘導区域 区域図

居住誘導区域の区域図は、下記のとおりです。区域の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

■ 居住誘導区域図



参考資料 3 : 届出様式

都市機能誘導区域外における事前届出			
様式	届出書の内容	添付図書	該当頁
様式第 18 (第 52 条第 1 項 第 1 号関係)	開発行為届出書	①現況図(当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面:縮尺 1,000 分の 1 以上) ②設計図(土地利用計画図等:縮尺 100 分の 1 以上) ③その他参考となる事項を記載した図書 (案内図、委任状(代理人による届出の場合)等)	13
様式第 19 (第 52 条第 1 項 第 2 号関係)	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	①配置図(敷地内における住宅等の位置を表示する図面:縮尺 100 分の 1 以上) ②立面図(2 面以上)及び各階平面図(縮尺 50 分の 1 以上) ③その他参考となる事項を記載した図書 (案内図、委任状(代理人による届出の場合)等)	15
様式第 20 (第 55 条第 1 項 関係)	行為の変更届出書	上記のそれぞれの場合と同様	17

都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出			
様式第 21 (第 55 条の 2 関係)	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	原則不要。 必要に応じて位置図等の提出をお願いします。	19

居住誘導区域外における事前届出			
様式	届出書の内容	添付図書	該当頁
様式第 10 (第 35 条第 1 項 第 1 号関係)	開発行為届出書	①現況図(当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面:縮尺 1,000 分の 1 以上) ②設計図(土地利用計画図等:縮尺 100 分の 1 以上) ③その他参考となる事項を記載した図書 (案内図、委任状(代理人による届出の場合)等)	21
様式第 11 (第 35 条第 1 項 第 2 号関係)	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	①配置図(敷地内における住宅等の位置を表示する図面:縮尺 100 分の 1 以上) ②立面図(2 面以上)及び各階平面図(縮尺 50 分の 1 以上) ③その他参考となる事項を記載した図書 (案内図、委任状(代理人による届出の場合)等)	23
様式第 12 (第 38 条第 1 項 関係)	行為の変更届出書	上記のそれぞれの場合と同様	25

様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、
下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 牛久市長

届出者 住 所
氏 名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 7 年 4 月 1 日

届出は工事着手の
30 日前まで

（宛先）牛久市長

届出者 住所 牛久市 ○○町 △丁目 ×××
氏名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	牛久市 ○○町 △丁目 ×××
	2 開発区域の面積	7,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
	4 工事の着手予定年月日	令和 7 年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 7 年 8 月 1 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>誘導施設を有する建築物の新築</p> <p>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p>(宛先) 牛久市長</p> <p style="text-align: center; margin-left: 150px;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center; margin-left: 180px;">氏 名</p>		
<p>1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積</p>	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>		
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>		
<p>4 その他必要な事項</p>		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和 7 年 4 月 1 日 届出は工事着手の 30 日前まで

(宛先) 牛久市長

届出者 住所 牛久市 ○○町 △丁目 ×××
氏名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	牛久市 ○○町 △丁目 ×××
	地目	宅地
	面積	3,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）牛久市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、
下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の
氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

(宛先) 牛久市長

届出は工事着手の
30 日前まで

令和 7 年 4 月 1 日

届出者 住所 牛久市 ○○町 △丁目 ×××
氏名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第108条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 7 年 4 月 1 日
- 2 変更の内容
 - ・面積の変更 (7,000㎡→6,800㎡)
 - ・着手予定年月日の変更 (令和 7 年 5 月 1 日→同年 5 月 10 日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 7 年 5 月 1 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 7 年 5 月 10 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（宛先）牛久市長

届出者 住 所
氏 名
連絡先

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名 称：
用 途：
所在地：
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

- 2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

届出は工事着手の
30 日前まで

記 入 例

誘導施設の休廃止届出書

令和 7 年 4 月 1 日

（宛先）牛久市長

届出者 住 所 牛久市 ○○町 △丁目 ×××

氏 名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

連絡先

都市再生特別措置法第108条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止 **廃止**）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称：○○○センター

用 途：商業施設

所在地：牛久市 ○○町 △丁目 ×××

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和 7 年 5 月 1 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

○年○月○日に除却予定

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、
下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 牛久市長

届出者 住 所
氏 名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和7年 4月 1日

届出は工事着手の
30日前まで

(宛先) 牛久市長

届出者 住所 牛久市 ○○町 △丁目 ×××
氏名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	牛久市 ○○町 △丁目 ×××
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	一般住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和7年 4月 1日
	5 工事の完了予定年月日	令和7年 11月 28日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">}</div> <div style="padding-left: 10px;"> <p>について、下記により届け出します。</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(宛先) 牛久市長</p> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="margin-right: 20px;">届出者</div> <div>住所 氏名</div> </div>		
<p>1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積</p>	所在・地番	
	地目	
	面積	平方メートル
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>		
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>		
<p>4 その他必要な事項</p>		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 { 建築物を改築して住宅等とする行為 }
 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }

について、下記により届け出します。

令和 7 年 4 月 1 日

届出は工事着手の 30 日前まで

(宛先) 牛久市長

届出者 住所 牛久市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 牛久 太郎

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	牛久市 ○○町 △丁目 ×××
	地目	宅地
	面積	1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）牛久市長

届出者 住 所

氏 名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

届出は工事着手の
30日前まで

令和7年 4月 1日

（宛先）牛久市長

届出者 住所 牛久市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 ○○株式会社
代表取締役△△ △△

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和7年 4月 1日
- 2 変更の内容
 - ・住宅用区画数の変更（25区画→30区画）
 - ・着手予定年月日の変更（令和7年5月1日→同年5月10日）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和7年 5月 10日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和7年 10月 10日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。